

諫早市障害者・障害児 共生プラン(諫早市障害者計画／諫早市障害福祉計画／諫早市障害児福祉計画) 概要版

1 計画策定の趣旨

令和4年の国連障害者権利委員会による「障害者権利条約」総括所見、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正、これまでの取組み成果等を踏まえ、「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の基本理念を取り入れながら、令和6年度以降を計画期間とする「諫早市障害者・障害児 共生プラン(諫早市障害者計画／諫早市障害福祉計画／諫早市障害児福祉計画)」を策定し、障害のある人、ない人が共に支え合う地域社会の実現に向けた取組を推進するものです。

2 計画の策定根拠

計画名	根拠法(条項)	本文
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条	市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20	市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

3 計画期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とし、前半3か年を障害者計画及び(前期)障害福祉計画・障害児福祉計画、後半3か年を障害者計画及び(後期)障害福祉計画・障害児福祉計画として策定します。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国	第4次障害者基本計画					第5次障害者基本計画					6次	
県	3次	長崎県障害者基本計画(第4次)				長崎県障害者基本計画(第5次)				6次		
	第5期障害者福祉計画 第1期障害児福祉計画		第6期障害者福祉計画 第2期障害児福祉計画		第7期障害者福祉計画 第3期障害児福祉計画		第8期障害者福祉計画 第4期障害児福祉計画					
市	障害者・障害児福祉計画 平成30年度～平成32年度		第6期障害者福祉計画 第2期障害児福祉計画		諫早市障害者・障害児 共生プラン							
					← (前期)障害福祉計画 障害児福祉計画			→ (後期)障害福祉計画 障害児福祉計画				

4 計画の名称

市民の皆様に計画の全体像、基本目標がわかりやすく伝わるよう、かつ、3本の計画いずれにも共通する総称が必要であるとして、本計画の名称を「諫早市障害者・障害児 共生プラン(「諫早市障害者計画」、「諫早市障害福祉計画」、「諫早市障害児福祉計画」)」としたものです。

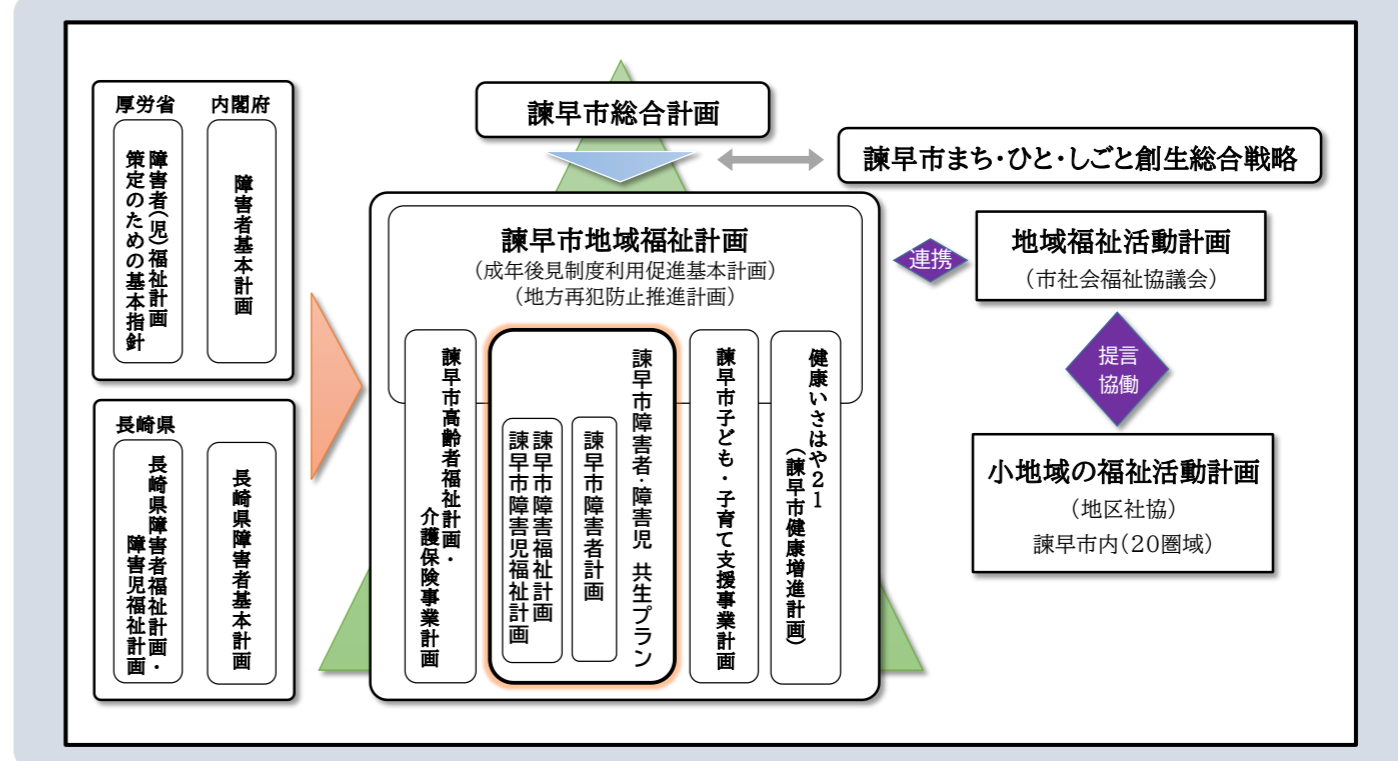
5 障害福祉に関連するSDGsの取組目標

本計画を通じて、次に掲げるSDGsの目標達成のため、各事業を推進します。

- ▶▶▶ 1 貧困をなくそう
- ▶▶▶ 3 すべての人に健康と福祉を
- ▶▶▶ 4 質の高い教育をみんなに
- ▶▶▶ 8 働きがいも経済成長も
- ▶▶▶ 10 人や国の不平等をなくそう
- ▶▶▶ 11 住み続けられるまちづくりを



6 計画の位置づけ



7 策定の経過

No.	年 月	調査内容・審議機関	審議内容等
1	令和5年2月	第2回健康福祉審議会	障害者(児)福祉計画の諮問
2	令和5年8月	第1回障害福祉部会	現行計画の進捗状況、アンケート素案など
3	令和5年9月～11月	障害者(児)アンケート調査	調査対象750名(回収率40.1%)
4	令和5年11月	第2回障害福祉部会	計画素案(序章～第2章)など
5	令和5年12月	第3回障害福祉部会	計画素案(第3章～第4章)など
6	令和6年1月	パブリックコメント	実施期間1月9日～23日
7	令和6年1月	地域自立支援協議会	計画素案の意見聴取
8	令和6年1月	第4回障害福祉部会	計画素案の最終とりまとめ
9	令和6年2月	健康福祉審議会による答申	

8 基本目標・基本施策

基本目標

共に支え合う地域社会の実現へ ～誰一人取り残さない諫早のまちづくり～

障害のある人が、誰一人取り残されることなく、あらゆる社会活動に参加・参画することができるまちづくりに努め、障害のある人もない人もそれぞれの役割と責任を共に果たせる社会《共生のまち》の実現をめざします。

基本施策1 シームレスな(切れ目のない)支援の展開

障害のある人が、それぞれのライフステージと地域で安心できる生活を営むために必要な支援制度の充実を図り、シームレスな(切れ目のない)支援の展開を図ります。

基本施策2 社会参加の促進

障害のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会の構築をめざします。

基本施策3 支え合いのしくみづくり

障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支え合いのもと、安心して暮らせるようなしくみづくりをめざします。

9 施策の取り組み

▶▶▶ 資料3/3「諫早市障害者・障害児 共生プランの基本目標と施策体系図」を参照

10 主な成果目標(令和8年度末時点)

- ・施設入所支援から地域生活への移行者数 11人(令和4年度比)
- ・施設入所者数の削減数 9人(令和4年度比)
- ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数 35人
(うち就労移行支援 21人、うち就労継続支援A型 5人、うち就労継続支援B型 9人)
- ・一般就労への移行率が5割を超える事業所の割合 50%
- ・就労定着支援事業の利用者数 32人
- ・就労定着支援事業による就労定着率が7割を超える事業所の割合 25%
- ・基幹相談支援センターの設置(うち主任相談支援専門員の配置見込数 1人) など

11 障害福祉サービス見込量(令和8年度末時点)

- ・訪問系サービス 居宅介護(174人/月、2,158時間/月)、同行援護(40人/月、700時間/月) ほか
- ・日中活動系サービス 生活介護(430人/月、7,740人日/月)、就労継続支援A型(146人/月、2,147人日/月)、就労継続支援B型(631人/月、10,512人日/月) ほか
- ・居宅系・入所系サービス 共同生活援助(425人/月)、施設入所支援(161人/月) ほか
- ・相談支援サービス 計画相談支援(350人/月) ほか
- ・障害児支援 児童発達支援(198人/月、1,039人日/月)、放課後デイ(550人/月、6,705人日/月) ほか
- ・地域生活支援事業 意思疎通支援事業(676件/年)、移動支援事業(67人/年、3,180時間/年) ほか

12 計画の進行管理

本計画はPDCAの小さなサイクルと大きなサイクルを循環しながら、国の施策の動向を踏まえつつ、1年に1回の分析(小さなサイクル)、評価及び計画期間の折り返し時点における評価(大きなサイクル)を実施するなど、必要に応じて見直しを行ってまいります。



諫早市障害者・障害児 共生プランの施策体系図

